

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第106号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第146号）

下菊橋水位観測所の水位測定横断線地点での低水敷き護岸の幅（以下「低水敷幅」という。）について、昭和57年までより昭和58年以降が3.4メートル狭くなっていることの原因に関する資料

2 担当課（所） 土木部河川課

3 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) H20. 4. 18 公開請求 | (4) H20. 12. 1 諮問 |
| (2) H20. 5. 2 不存在決定 | (5) H23. 9. 30 答申 |
| (3) H20. 6. 18 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>審査会では、実施機関が、下菊橋水位観測所地点に係る流量報告書の水位測定横断面図における低水敷幅は、昭和57年4月16日測量時は69.7メートル、昭和58年10月27日測量時は66.3メートルとなっていると述べているので、当該文書の提示を受けてこれを見分した。</p> <p>そこで、前者では、左岸の横断線扱標を起点として、27.60メートル地点から97.30メートル地点までが低水敷幅とされ、後者では93.90メートル地点までとされているので、当該図に記載された低水敷幅は、差し引きそれぞれ69.70メートル、66.30メートルとなっていることが確認できる。</p> <p>実施機関は、昭和58年度の流量報告書に低水敷幅の前年度との対比等に関する記載はなく、また、河川台帳で確認しても、この間に低水敷幅を変更するような工事の記載はないので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。</p> <p>当審査会において、昭和58年度の流量報告書及び犀川の当該区間の河川台帳の写しの提示を受け見分したが、本件公開請求に対応するような記載等は確認することができなかった。</p> <p>このようなことから、本件請求文書に対応する公文書は存在しないとする実施機関の説明は、特段不自然、不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第106号

答 申 書

平成23年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年4月18日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

下菊橋水位観測所の水位測定横断線地点での低水敷き護岸の幅（以下「低水敷幅」という。）について、昭和57年までより昭和58年以降が3.4メートル狭くなっていることの原因に関する資料

2 実施機関の決定

実施機関は、平成20年5月2日に、本件公開請求について、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該文書は成果品に含まれておらず、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年6月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年12月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

犀川の下菊橋水位観測所における流量観測に関する業務委託報告書では、水位測定横断線地点での低水敷幅が、昭和57年度までは69.7メートルであったが、昭和58年度以

降は66.3メートルと3.4メートル狭く記載されている。

実施機関では、報告書の検収にあたって、業務が適正に行われたことを確認していると述べており、昭和53年度から引き続き業務委託を受けている業者が観測開始から5年間も同じミスをするはずはなく、発注者側も続けて見落とすとは考えられない。

もし、昭和57年までの測量にミスがあり、昭和58年の測量により確認されたのであれば、過去の成果品についても修補が行われているはずである。

このようなことから、低水敷幅を狭くする河川工事が行われたものと推定せざるを得ない。

工事が行われたのであれば、流量観測の成果品に含まれていないことは当然であり、これとは別に存在するはずの工事関係資料の公開を求めたものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

下菊橋水位観測所地点では、昭和53年4月1日から、現在の位置で委託により流量観測を実施しており、昭和57年度及び昭和58年度についても業務委託の成果品として提出された流量報告書を保管している。

当該報告書には、水位測定横断面図が含まれ、低水敷幅も確認できる。

そこで、低水敷幅は、昭和57年4月16日測量時は69.7メートル、昭和58年10月27日測量時は66.3メートルと違う値になっているが、この点に関する資料は、業務委託の報告書には添付されていない。

また、当該箇所でのこの期間に低水敷幅を変更するような河川工事は実施されていないため、工事資料は存在せず、河川台帳にも記載がないことを確認した。

このようなことから、本件公開請求に係る文書は存在せず、異議申立人には、昭和57年までの低水敷幅は間違いであると説明した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

下菊橋水位観測所地点の水位測定横断線地点における低水敷幅について、実施機関が業務委託した流量報告書において、昭和57年度までより昭和58年度以降が3.4メートル狭くなっていることの原因に関する資料である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

当審査会では、実施機関が、下菊橋水位観測所地点に係る流量報告書の水位測定横断面図における低水敷幅は、昭和57年4月16日測量時は69.7メートル、昭和58年10月27日測量時は66.3メートルとなっていると述べているので、当該文書の提示を受けてこれを見分した。

そこで、前者では、左岸の横断線拠標を起点として、27.60メートル地点から97.30メートル地点までが低水敷幅とされ、後者では93.90メートル地点までとされているので、当該図に記載された低水敷幅は、差し引きそれぞれ69.70メートル、66.30メートルとなっていることが確認できる。

実施機関は、昭和58年度の流量報告書に低水敷幅の前年度との対比等に関する記載はなく、また、河川台帳で確認しても、この間に低水敷幅を変更するような工事の記載はないので、本件公開請求に対応する公文書は存在しないと述べている。

当審査会において、昭和58年度の流量報告書及び犀川の当該区間の河川台帳の写しの提示を受け見分したが、本件公開請求に対応するような記載等は確認することができなかった。

このようなことから、本件請求文書に対応する公文書は存在しないとする実施機関の説明は、特段不自然、不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、昭和57年度までの報告書が誤りであったとするなら昭和58年度に修補が行われていなければならないと主張するが、当審査会はこの適否を審議する立場にはなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 12 月 1 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 6 号)
平成 21 年 3 月 6 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 23 年 7 月 26 日 (第 215 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 8 月 25 日 (第 216 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 9 月 16 日 (第 217 回審査会)	○事案の審議を行った。